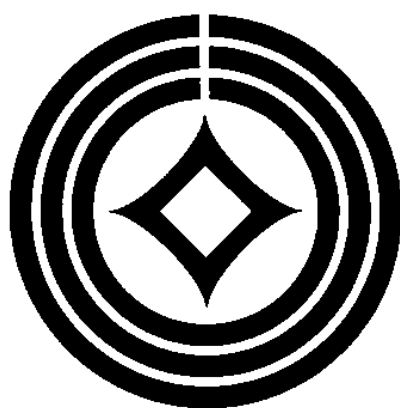


認可地縁団体について



川口市

目 次

地縁による団体の認可

- 地縁団体について 1
- 認可申請の前に 1
- 認可の要件 2
- 認可の申請手続き 3
- 認可申請手続きの流れ 4
- 認可地縁団体証明書（資格証明書）の発行 4
- 規約や告示された事項に変更があった場合 5
- 認可地縁団体の性格 6
- 認可地縁団体の義務等 6
- 認可の取り消しと解散 7

認可地縁団体の印鑑登録

- 登録条件 8
- 印鑑の登録手続き 9
- 認可地縁団体印鑑登録証明書の発行 10
- 代表者等の変更があったときは 10
- 登録した印鑑を紛失したら 11
- 印鑑登録を廃止するには 11

関係法令

- 地方自治法（抜粋） 12
- 川口市認可地縁団体印鑑条例 22

地縁による団体の認可

認可地縁団体について

かつて町会・自治会は、所有する不動産等をその団体名義で登記することができませんでした。そのため、その当時の役員個人や共有の名義で登記をしていましたが、代替わりの際の名義変更や相続といった、所有権をめぐる様々な問題を抱えていました。

このため平成3年4月に地方自治法が改正され、町会・自治会が一定の手続きの下に法人格を取得し、団体名義で不動産登記ができるようになりました。この法人格を取得した町会・自治会を、「認可地縁団体」といいます。

※ 不動産とは、土地及び建物に関する所有権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権及び採石権、立木所有権及び抵当権、登記を有する金融資産(国債・地方債及び社債)をいいます。

なお、生産組合などのように、活動の目的が限定的に特定されている団体や、婦人会などのように、構成員になるためには、区域内に住所を有すること以外に、性別などの条件が必要な団体は対象になりません。

認可申請の前に

認可申請の前に以下の事項を確認して下さい。

- ① 不動産を現在保有しておらず、かつ、保有する予定がない町会・自治会については申請できません。
- ② 認可申請は、町会・自治会の自主的判断により行うもので、市が強要するものではありません。

- ③ 認可申請を行うかどうかは、総会を開催して、認可申請をする旨の決議を行う必要があります。(役員会等での決議だけでは認められません。)

認可の要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること」

地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な町会・自治会の活動のことです。現に活動を行っているとするには、過去2年以上の活動実績(2年分の事業報告書・収支決算書及び当年度の事業計画書・予算書で証明)が必要です。そのため、団体が発足して2年未満の場合は認可できません。

- ② 「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」

河川・道路で区画されるなど、容易に町会・自治会の区域・範囲がわかる状態であること、という意味です。他の町会・自治会の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。(例外あり)

- ③ 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」

その区域に住む人はすべてが加入できる、という意味です。世帯ではなく個人を単位とし、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とはその区域の全住民(町会・自治会に加入していない人を含む)の過半数です。

④「規約を定めていること」

名称・目的・区域・主たる事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項が定められていることが必要です。

認可の申請手続き

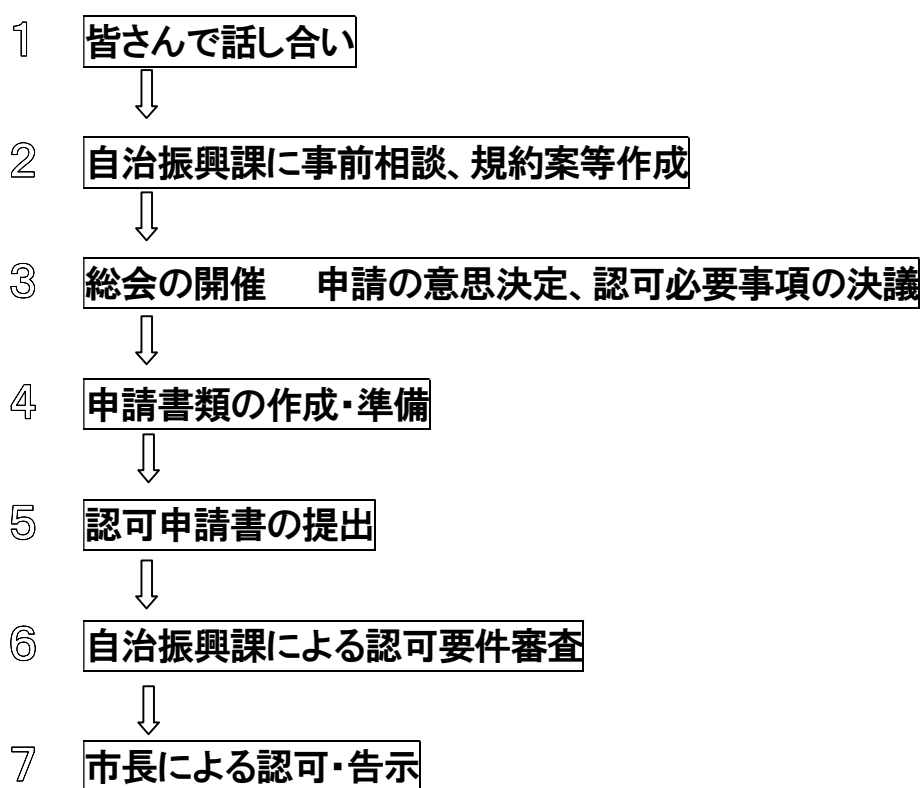
まず認可申請することについて、町会・自治会の中できよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。また、認可を受けるために必要な事項(認可要件に合致する規約の決定または改定、構成員の確定、申請代表者の決定、資産の確定など)の総会での決議も必要となります。詳細については、必ず事前に自治振興課へご相談ください。

実際の申請にあたっては、以下の書類を提出することになります。

- ① 認可申請書 (地縁団体関係様式集 1ページ)
- ② 規約
- ③ 認可申請することを総会で決議したことを証する書面(総会議事録の写し)
- ④ 構成員名簿(氏名・住所を記載したもの)
- ⑤ 保有資産目録(地縁団体関係様式集 2ページ)または保有予定資産目録(地縁団体関係様式集 3ページ)
- ⑥ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類(町会・自治会の活動実績を示す書類:過去2年度分(提出時期により1年度分の場合あり)の事業報告書・決算書及び当年度の事業計画書・予算書)
- ⑦ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑧ 区域を示した図面(住宅地図等に赤色で区域を囲んで示したもの)

認可申請手続きの流れ

認可申請書類一式が整いましたら、自治振興課へ提出してください(電子メール・FAXは不可)。書類・内容等に不備がないことを確認のうえ、認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。審査の結果、認可要件を満たしていると確認できたときは、市長が認可及び告示をして認可手続きは完了です。なお、審査には2週間～4週間程度かかります。



認可地縁団体証明書(資格証明書)の発行

認可を受けると、団体の名称・代表者名・主たる事務所の所在地等を記載した「地縁団体台帳」が市で作成・保管されます。この台帳の写しである認可地縁団体証明書が必要なときは、証明書交付申請書(地縁団体関係様式集 4ページま

たは5ページ)により請求して下さい。なお、認可地縁団体証明書は代表者や構成員以外の第三者でも請求可能です。また、交付手数料は無料です。

規約や告示された事項に変更があった場合

認可を受けた後、規約や告示された事項(代表者名・主たる事務所の所在地等)を変更した場合は、それぞれ「規約変更認可申請書(地縁団体関係様式集 6ページ)」・「告示事項変更届出書(地縁団体関係様式集 7ページ)」の提出が必要です。市長の変更認可・告示がないと、変更された事項や規約内容は変更したことにならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

① 規約を変更した場合

以下の書類を提出してください(電子メール・FAXは不可)。なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・主たる事務所の所在地・解散の事由など、告示された事項である場合は、別途「告示事項変更届出書」が必要です。

- 規約変更認可申請書(地縁団体関係様式集 6ページ)
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類(任意の書式)
- 規約変更を総会で決議したことを証する書類(総会議事録の写し(抄本でも可))

② 告示された事項を変更した場合

以下の書類を提出してください(電子メール・FAXは不可)。変更があった旨を証する書類は変更内容によって異なるので、詳しくは自治振興課までご相談下さい。変更のあった事項が認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。審査のうえ、認可要件を満たしていると確認できたときは、市長が承認及び告示をして告示事項変更手続きは完了です。なお、審査には1週間～2週間程度かかります。

- 告示事項変更届出書(地縁団体関係様式集 7ページ)
- 告示された事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録の写しなど)

認可地縁団体の性格

- ① 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- ② 現在、会長や役員の方々の個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、認可地縁団体名義へ移転登記等ができます。不動産登記手続きの詳細は法務局にお問い合わせください。
- ③ 法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は従前どおり適用されます。法人税法等においては公益法人等とみなされ、収益事業のみ課税対象となります(詳しくは税務署等にお問合せください)。
- ④ 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部でもありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- ⑤ 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- ⑥ 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- ⑦ 特定政党のために利用してはいけません。

認可地縁団体の義務等

- ① 財産目録の作成と備置義務
 - ・・財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。
- ② 構成員名簿の作成と備置義務
 - ・・構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更あるごとに訂正してください。

③ 総会開催の義務

・代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

④ その他

・代表者及びその他の代理人が職務を行うにあたり、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

認可の取り消しと解散

① 取り消し

認可を受けた地縁団体が以下の1つに該当するとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- 4つの認可要件(2ページ～3ページ参照)のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- 不正な手段により認可を受けたとき

② 解散

認可を受けた地縁団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散にあたっては、市長に対する届出(市長による解散告示)及び清算に伴う債権申出の公示(官報による告示)手続きが必要です。

- 規約に定めた解散事由が発生したとき
- 破産したとき
- 認可を取り消されたとき
- 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき(規約に別段の定めがある場合を除く)
- 構成員が欠亡したとき

認可地縁団体の印鑑登録

認可を受けた地縁団体は、必要に応じて、その団体の印鑑を市に登録し、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

①登録条件

・印鑑登録を受けられる者

認可地縁団体の印鑑登録を受けられる者(登録資格者)は、原則としてその地縁団体の代表者(町会長・自治会長)となります。

ただし、以下の者が選任されている場合は、その者を登録資格者とすることができます。

- 裁判所の選任する「職務代行者」・「仮代表者」・「特別代理人」
- 地縁団体が解散した場合の「清算人」(裁判所による選任を含む)

・登録できる印鑑

認可地縁団体の印鑑として登録できる印鑑は、1団体につき1個とし、以下のいずれかの表記であることが必要となります。

- 認可地縁団体の名称 (例:「〇〇町会」・「〇〇町会之印」)
- 認可地縁団体の名称及び登録資格
(例:「〇〇町会長」・「〇〇町会長之印」)
- 認可地縁団体の名称、登録資格及び登録資格者の氏名
(例:「〇〇町会 代表者 川口山雄」)
- 認可地縁団体の名称及び登録資格者の氏名
(例:「〇〇町会 川口山雄」)

- 登録資格及び登録資格者の氏名（例:「町会長 川口山雄」）
- 登録資格者の氏名（例:「川口山雄」）

・登録できない印鑑

以下の印鑑は、認可地縁団体の印鑑として登録できません。

- 印影の大きさが、1辺の長さ8mmの正方形に収まる小さいもの、または30mmの正方形に収まらない大きいもの
- ゴム印、その他印鑑の形状が変化しやすいもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの
- 縁のないもの
- 登録資格以外の資格、職業、その他これらに類する事項を表しているもの
- 指輪の表面に刻印されたもの
- 印面が丸みを帯びたもの
- その他、市長が適当でないと認めるもの

②印鑑の登録手続き

以下の書類・印鑑等を添えて、登録資格者自らが手続きを行ってください。代理人による申請の場合は委任状が必要です。郵送・FAX及び電子メールによる取り扱いは行っていません。

- 認可地縁団体印鑑登録申請書(地縁団体関係様式集 8ページ)
- 登録する認可地縁団体の印鑑
- 登録資格者(個人)の実印
- 登録資格者(個人)の印鑑証明書 1通
- 委任状(代理人申請の場合)
- 代理人の印鑑(代理人申請の場合)

③認可地縁団体印鑑登録証明書の発行

登録の手続きが完了すると、認可地縁団体印鑑登録原票が作成されます。認可地縁団体印鑑登録証明書(原票の写し)が必要なときは、以下の書類・印鑑等を添えて、登録を受けた登録資格者自らが請求してください。代理人による申請の場合は委任状が必要です。郵送・FAX及び電子メールによる取り扱いは行っていません。なお、交付手数料は無料です。

- 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(地縁団体関係様式集 9ページ)
- 登録した認可地縁団体の印鑑
- 委任状(代理人申請の場合)
- 代理人の印鑑(代理人申請の場合)

④代表者等の変更があったときは

認可地縁団体に以下の事実が発生すると、それまでの印鑑登録は無効となります。

- 認可地縁団体の名称の変更があったとき
- 登録資格者の氏名の変更があったとき
- 登録資格に変更が生じたとき
- 認可地縁団体が解散したとき

このため、代表者(町会長・自治会長)が新しい方に代わられた場合も、それまでの印鑑登録が無効となり、原本が抹消(除票)されることとなります。

代表者の変更等によって印鑑登録が無効となった後、印鑑登録証明書が必要となった場合は、改めて「登録手続き」を行ってください。

⑤登録した印鑑を紛失したら

認可地縁団体の印鑑を紛失したときは、印鑑亡失の届け出が必要となります。以下の書類・印鑑等を添えて登録を受けた登録資格者自らが手続きを行ってください。代理人による届出の場合は委任状が必要です。郵送・FAX及び電子メールによる取り扱いは行っていません。

- 認可地縁団体印鑑亡失届(地縁団体関係様式集 10ページ)
- 登録資格者(個人)の実印
- 登録資格者(個人)の印鑑証明書
- 委任状(代理人による届出の場合)
- 代理人の印鑑(代理人による届出の場合)

⑥印鑑登録を廃止するには

印鑑登録が不要となったときは、登録を廃止することができます。以下の書類・印鑑等を添えて登録を受けた登録資格者自らが手続きを行ってください。代理人による申請の場合は委任状が必要です。郵送・FAX及び電子メールによる取り扱いは行っていません。

- 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(地縁団体関係様式集 11ページ)
- 廃止する認可地縁団体の印鑑
- 登録資格者(個人)の実印
- 登録資格者(個人)の印鑑証明書 1通
- 委任状(代理人申請の場合)
- 代理人の印鑑(代理人申請の場合)

地方自治法（抜粋）〔第二百六十条の二～第二百六十条の四十〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
 - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第六十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（平三法二四・追加、平一一法一六〇・平一四法七九・平一四法一〇〇・平一六法

七六・平一六法一四七・平一七法八七・平一八法五〇・平二〇法二三・一部改正)
第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表

者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、

規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による

解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・一条削除)

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・改正)

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

(平二六法四二・追加)

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は三月を下つてはならない。

(平二六法四二・追加)

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

(平二六法四二・追加)

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

(平二六法四二・追加)

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

(平二六法四二・追加)

第二百六十条の三十九 不動産登記法第六十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

(平二六法四二・追加)

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

(平二六法四二・追加)

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・改正)

○川口市認可地縁団体印鑑条例

平成6年3月28日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）に係る印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定め、もって認可地縁団体の経済取引の安全に資することを目的とする。

(登録資格等)

第2条 印鑑の登録を受けられる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されている場合は、当該者とする。

(1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号へに規定する職務代行者

(2) 法第260条の9に規定する仮代表者

(3) 法第260条の10に規定する特別代理人

(4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

2 登録を受けることのできる印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

(平成20条例43・一部改正)

(登録申請)

第3条 認可地縁団体の代表者又は前条第1項各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）であって印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする印鑑を持参し、自ら市長に申請しなければならない。

(登録申請の不受理)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑については、前条に規定する登録申請を受理することができない。

(1) ゴム印その他印形が変形しやすいもの

(2) 機械製造により大量生産されたもの

(3) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの

(4) 印影を鮮明に表しにくいもの

(5) その他市長が適当でないと認めるもの

(平成20条例43・一部改正)

(登録原票)

第5条 市長は、第3条の規定による申請を受理したときは、印鑑登録原票に印影のほか次に掲げる事項を登録する。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他印鑑の登録に関し必要な事項

2 市長は、前項に規定する印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができる。この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

(平成20条例43・一部改正)

(登録原票の修正)

第6条 市長は、印鑑登録原票の登録事項の変更について法第260条の2第11項の規定に基づく届出があったときは、第8条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該届出の記載に基づき印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。

(登録廃止の申請等)

第7条 第5条の規定により印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、登録の廃止をしようとするときは、登録を受けている印鑑（以下「登録印鑑」という。）を押印した申請書により自ら市長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録印鑑を亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録原票の抹消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を抹消しなければならない。この場合において、第4号又は第5号に該当するときは、当該印鑑登録者に通知するものとする。

- (1) 前条第1項及び第2項の規定による申請又は届出を受理したとき。
- (2) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じたとき。
- (3) 認可地縁団体が解散したとき。
- (4) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更があったとき。
- (5) その他市長が、抹消すべき事由が生じたと認めたとき。

(平成20条例43・一部改正)

(印鑑登録証明書の交付申請)

第9条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、登録印鑑を押印した申請書により自ら市長に申請しなければならない。

(印鑑登録証明書)

第10条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。)に、第5条第1項第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事項を記載して作成する。

(平成20条例43・一部改正)

(代理人による申請)

第11条 代表者等は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第9条の申請を、疾病その他やむを得ない理由により自ら行うことができないときは、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

(調査)

第12条 市長は、印鑑の登録又は証明に関し必要があると認めるときは、職員に関係人に対して質問をさせ、又は関係書類若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、印鑑登録原票その他登録印鑑に関する書類を閲覧に供してはならない。

(川口市行政手続条例の適用除外)

第14条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、川口市行政手続条例（平成11年条例第8号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(平成11条例8・追加)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成11条例8・旧第14条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(平成23条例46・旧附則・一部改正)

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

2 鳩ヶ谷市の編入の日前に、編入前の鳩ヶ谷市認可地縁団体印鑑登録条例（平成15年鳩ヶ谷市条例第4号）の規定によりなされた印鑑の登録その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成23条例46・追加)

附 則（平成11年3月16日条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第46号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

例 文 集

・規 約 例 文	1
・議 事 録 例 文	1 2
・代 表 者 の 承 諾 書	1 3
・署 名 書 (会 員 名 簿)	1 4

『地縁団体標準規約』（例）

〇〇町会・自治会規約〈会則〉

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、〇〇町会・自治会という〈称する〉。

【〈 〉は他の表現が可能な場合の例示。以下同様】

(区域)

第2条 この会は、川口市〇〇町〈その他、大字〇〇等〉のうち、別表△に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

〇〇町〈その他、大字〇〇等〉の全域

〇〇町△丁目△番〈△号〉～△番〈△号〉【地図を添付する方がよい】

【下線部も他の表現が可能な場合の例示。以下同様】

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を川口市〇〇町△丁目△番△号〈その他、大字〇〇△△番地等〉に置く。

〇〇町会会館 【この表現にすれば、町会・自治会長交替時の規約の変更が不要】

第2章 目 的

(目的)

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、町会会館の管理運営等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福祉及び厚生に関すること。
- (5) 町会会館の管理運営に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要なこと。

***個別具体的に事業の種類を列挙する方式もある。以下例示

- (1) 環境、衛生、生活に関する事項
- (2) 防火、防犯、交通安全に関する事項
- (3) 文化、教養、体育に関する事項
- (4) 会員相互の連絡事務に関する事項
- (5) 町会会館の管理運営に関する事項
- (6) 会員の福祉に関する事項

第3章 会 員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

***賛助会員について規定する場合

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員になることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【この表現にすれば、金額が変わった場合の規約の変更が不要】 【入会金について規定する場合はそれを加入する。以下同様】

***賛助会員の会費について規定する場合

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

***会費の額を規約の中に規定する場合

第7条 この会の会費は、1世帯月額△△△円とする。会員は、毎月△△日までこれを会計に納入するものとし、前納することができる。

【賛助会員の会費の額を規約の中に規定する場合もこれに準ずる。】

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならぬ。

***入会の届け出に対して、入会申込書による場合

第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) この会の区域内に居住しなくなつたとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 会費を△年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員構成)

第11条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会長〈町会・自治会長〉1名

(2) 副会長〈副町会・自治会長〉△名

(3) 会計△名

(4) 監事△名

【その他部長、理事等を規定してもさしつかえないが、次条以降との整合に留意すること。】

***顧問〈相談役〉を置く場合

2 この会に、顧問〈相談役〉を置くことができる。

(役員選出)

第12条 役員選出は、総会における選挙による。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。【各例共通：最終項に規定】

***役員選考委員会を設ける場合

第12条 役員は、役員選考委員会の推薦により、総会の議決を得て選出する。

2 役員選考委員会は、役員任期満了前に会長が設置するものとし、その設置については別に定める。

***役員選出方法について総会に委ねる場合

第12条 役員は、総会において別に定めるところにより選出する。

***顧問〈相談役〉を置く場合

- 2 顧問〈相談役〉は会長が委嘱する。【各例共通：最終項の前の項に規定】
(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 会計は、この会の会計事務を処理する。
4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。【最終項に規定】

***顧問〈相談役〉を置く場合

- 4 顧問〈相談役〉は、この会の運営に関する会長の諮問を受け、これに対して答申する。
【最終項の前の項に規定】

***副会長が複数の場合

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
(役員任期)

第14条 この会の役員任期は、△年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第12条の例により補充することができる。この場合に
(役員会の議決により補充することができる。)

において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、引き続き会員である場合に限
り、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。

(会議の権能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 規約の改廃に関する事。
- (4) 役員を選出に関する事。
- (5) 資産に関する事。
- (6) その他この会の運営に係る重要事項に関する事。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、会長が役員会で議決のう
え執行し、これを次の総会において報告しなければならない。

***最低限の事項を掲げる方式もある。以下例示

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告に関する事。
- (2) 収支決算に関する事。
- (3) 予算に関する事。
- (4) 資産に関する事。
- (5) その他必要な事項

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会の運営に関する事。
- (2) 事業の執行に関する事。
- (3) その他必要な事項

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年度1回開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監
事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(会議の招集)

第21条 総会及び役員会は会長が招集する。

- 2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から7日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4 会長は、総会又は役員会を招集するときは、会員又は役員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては総会員数、役員会においては役員現在数のそれぞれ2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会員の表決権)

第24条 会員は、総会において、各々の表決権を有す。

(議決)

第25条 総会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数をもって決する。

- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任

することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名（書面表決及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

***別途組織に関する規定を置く場合

第△章 組 織

(部制)

第△条 この会に次の部を置く。

- (1) 防災防火部
- (2) 環境衛生部
- (3) 交通安全部
- (4) 文化部
- (5) 体育部
- (6) 福祉部

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金等
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(6) 別表△に掲げる資産【規約制定後資産を取得した場合、この部分の加入又は変更を要する。】

***入会金を徴収している場合

(1) 入会金及び会費

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別表2に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第30条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

***弔慰金を支出している場合

(弔慰金)

第△条 会員には、別に定める弔慰金を支払うことができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第32条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会において報告しなければならない。

(事業年度)

第33条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この会が総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産の処分は、総会の議決を得て定める。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第36条 この会は、事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第37条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を定めたときは、次の総会において報告し承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成△年△月△日から施行する。

(旧規約の廃止)

- 2 旧規約（昭和△年△月△日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規約の施行に伴う経過措置については、役員会の議決を得て別に定める。

別表△

土 地	宅 地	△△平方米
建 物	延床面積	△△平方米

(例)

総会議事録（抄本）

1 日 時

2 場 所

3 会員の出欠

出席者（委任による出席者も含む） _____人

欠席者 _____人

4 議長選出 ○○○○○○○○○により○○○○を選出

5 議事録署名人選出 ○○○○○○○○○により○○○○、○○○○の2名を選出

6 総会に付した事項

第○号議案 町会法人化の件

7 総会に付した事項の審議概要

第○号議案 町会法人化の件 満場一致により承認される。

上記は、平成 年 月 日開催の川口市 町会の総会議事録の抄本であることを証明する。

平成 年 月 日

議長

_____ 印

議事録署名人

_____ 印

議事録署名人

_____ 印

承 諾 書

私は、地方自治法260条の2第2項に規定する地縁による団体の
認可申請にあたり、平成 年 月 日開催の総会の議決に従い、
本件申請に関する 町会・自治会の代表者となること
を承諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

署 名 書

私は〇〇町会・自治会を法人化することに賛同し署名します。

※1世帯1枚でご家族全員のお名前をご記入ください。

※ボールペンでご記入ください。

No.	お 名 前	ご 住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※ご署名ありがとうございました。

※この名簿は、法人化の申請以外には使用いたしません。

地 縁 団 体 関 係 様 式 集

・ 認 可 申 請 書	1
・ 保 有 資 産 目 録	2
・ 保 有 予 定 資 産 目 録	3
・ 証 明 書 交 付 申 請 書	4
・ 証 明 書 交 付 申 請 書 (第 三 者 申 請 用)	5
・ 規 約 変 更 認 可 申 請 書	6
・ 告 示 事 項 変 更 届 出 書	7
・ 認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 申 請 書	8
・ 認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 証 明 書 交 付 申 請 書	9
・ 認 可 地 縁 団 体 印 鑑 亡 失 届	10
・ 認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 廃 止 申 請 書	11

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

認可を受けようとする地縁による団体の名称
及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

保有資産目録

団体の名称

平成 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所在地

イ 土地

地 目	面積	所在地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

保有予定資産目録

団体の名称

平成 年 月 日現在

1 不動産

不動産種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

証明書交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

(申請者)

氏 名 印

住 所

電話番号

地方自治法第260条の2第12項の規定により下記「地縁による団体」の証明書

通の交付を申請します。

記

「地縁による団体」の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

証明書交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

(申請者)

氏 名 印

住 所

電話番号

地方自治法第260条の2第12項の規定により下記「地縁による団体」の証明書

通の交付を申請します。

記

「地縁による団体」の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

申請理由、使用目的を明記して下さい。

※不当・不正使用のおそれがある申請には応じることができません。

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

- 1 変更のあった事項及びその内容 (別添書類)
- 2 変更の年月日
- 3 変更理由

様式第 1 号

認可地縁団体印鑑登録申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格)	()	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和
	氏名	印		
	住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。	
申請者 <input type="checkbox"/> 本人	住所
<input type="checkbox"/> 代理人	氏名

(注意事項)

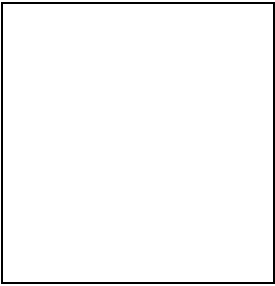
- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 氏名欄の印は、代表者等の個人の実印を押印してください(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の実印を押印してください)。
- 5 申請書には、発行後 3 月以内の個人印の印鑑登録証明書を添付してください。

様式第5号

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格)	()	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和
氏名				

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 _____ 枚 の交付を申請します。	
申請者 <input type="checkbox"/> 本人	住所
<input type="checkbox"/> 代理人	氏名

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第4号

認可地縁団体印鑑亡失届

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格) 氏名	() 印	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和

上記のとおり認可地縁団体印鑑を亡失したので届け出ます。	
申請者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	住所 氏名

(注意事項)

- 1 この届出は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 氏名欄の印は、代表者等の個人の実印を押印してください(代理人による届出の場合も、必ず代表者等の個人の実印を押印してください)。
- 4 届出書には、発行後3月以内の個人印の印鑑登録証明書を添付してください。

様式第3号

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川口市長

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px 0;"></div>	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格) 氏名	() 印	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。	
申請者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	住所 氏名

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 氏名欄の印は、代表者等の個人の実印を押印してください(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の実印を押印してください)。
- 申請書には、発行後3月以内の個人印の印鑑登録証明書を添付してください。

編集：川口市 市民生活部 自治振興課

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-242-3621